

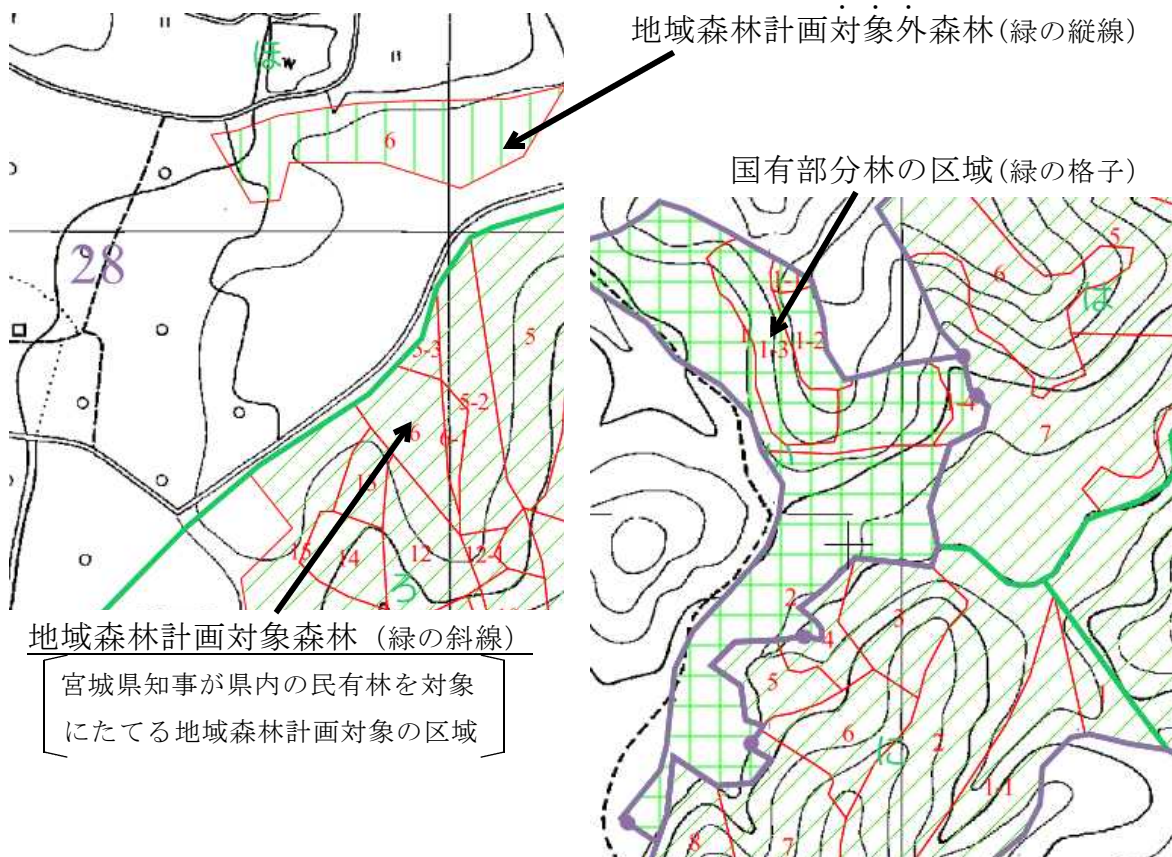
森林計画図とは

地域森林計画の対象となる民有林の区域を示した図面です。

地域森林計画は、森林の多様な機能が発揮されるよう、森林整備に関する基本的な方向と目標・基準を定めたもので、宮城北部及び宮城南部の2つの地域に分け、5年ごとに10年を一つの期間として、策定しています。

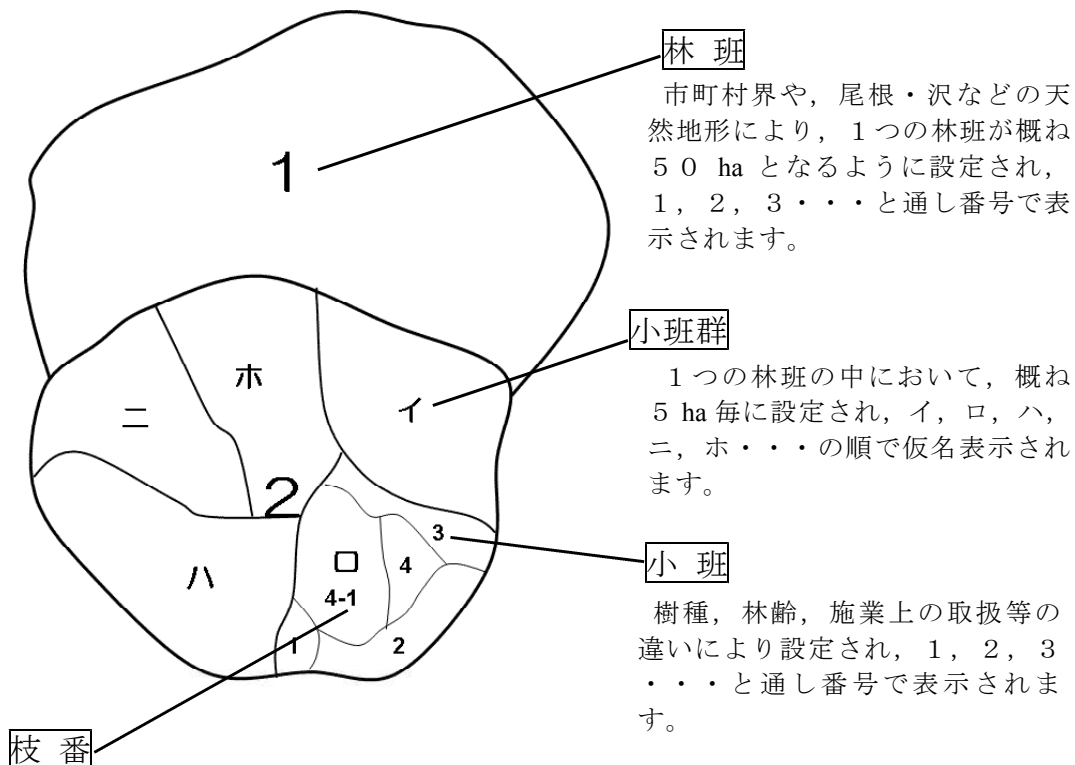
1. 森林計画図について

- ① 森林計画図は、5,000分の1の地形図をベースに民有林（国が所有する森林以外の森林）を「**林小班**」という森林独自の単位で区切っています。
- ② 林小班番号が割り振られ、斜線がかかっている区域が地域森林計画対象となる民有林（地域森林計画対象森林）です。
- ③ 森林計画図には、地域森林計画対象森林のほか、地域森林計画対象外森林と国有部分林の区域が参考情報として、掲載されています。
 - ◆地域森林計画対象外森林とは、例えば、小規模で点在し、周辺の森林と施業上の一体性のない森林を指します。
 - ◆国有部分林とは、国が所有する土地に、国と契約した団体や個人が、造林し、収益を国と分け合う森林を指します。



2. 林小班について

① 林小班とは、樹種、林齢、施業上の取扱等の違いにより設定される、森林計画上の単位であり、旧市町村毎に、「林班」「小班群」「小班」「枝番」の4種類から設定されています。



林班

市町村界や、尾根・沢などの天然地形により、1つの林班が概ね50 haとなるように設定され、1, 2, 3・・・と通し番号で表示されます。

小班群

1つの林班の中において、概ね5 ha毎に設定され、イ, ロ, ハ, ニ, ホ・・・の順で仮名表示されます。

小班

樹種、林齢、施業上の取扱等の違いにより設定され、1, 2, 3・・・と通し番号で表示されます。

枝番

場合に応じ、小班をさらに細分する必要がある時に設定され、-1, -2, -3・・・と表示されます。枝番が無い林小班もあります。

例： 旧花山村 1 2 3 -1 等と表記されます。

林班 小班群 小班 枝番

② 民有林の所在は、この「林小班」という独自の単位で管理されており、いわゆる「地番」とは全く異なるものです。